

新型コロナウイルス感染拡大に伴う

「コープでんき」料金の支払い期日延長の「特別措置」について

2020年4月6日

生活協同組合コープしが

生活協同組合コープしがは、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえた経済産業省からの要請を受け、組合員様からお申し出をいただいた場合、次のような特別措置を講ずることといたします。

※特別措置の適応対象について

以下の3点のすべてに該当されている方が対象となります。

- ①コープでんきに加入されている方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で、各都道府県社会福祉協議会から緊急貸付を受けている方
- ③一時的に電気料金の支払いが困難な事情があつて、当生協に特別措置適用の申し出をされた方

※特別措置の内容について

○電気料金の支払期日を原則として1ヶ月延長いたします。

2020年3月分（振替4月27日）⇒振替期日延長（5月27日）

4月分（振替5月27日）⇒振替期日延長（6月29日）

5月分（振替6月29日）⇒振替期日延長（7月27日）

※※特別措置の申込方法と受付開始日※※

この特別措置の適用を希望される方は、コールセンターへご連絡くださいませ。

組合員コールセンター 0120-372-502

【受付時間】月～金 午前9時～午後6時

【受付開始日】2020年4月6日（月）

※注意事項※

特別処置を行うのは、「電気料金」のみです。商品代金は対象外です。

参考：生活福祉資金貸付制度

- *各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020年3月25日に受付が開始された新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）